

9月22日、教育委員会は、市教組に対して「大阪市立の学びの多様化学校（不登校特例校）である心和中学校を開校することに伴う教職員の勤務労働条件に関する事項」について提案を行った。

来年度、新たに開校される心和中学校は、不登校生徒を対象とした昼間部と夜間学級を併設するとしており、大阪市立では初めての中学校となる。

交渉では、教職員等の配置や勤務労働条件等について、教育委員会を質したが、明確な回答のないものもあり、今後も引き続き交渉・協議を継続することを確認して交渉を終えた。

なお、提案文ならびに勤務条件は、裏面に記載交渉の概要については、以下のとおり

### ※ 組・・・市教組 市・・・教育委員会

市：それでは、心和中学校の開校についてご説明させていただきます。本市の不登校児童生徒は、全国と同様に増加傾向にあり、大きな課題となっています。令和5年2月22日の市会本会議におきまして「大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案」が可決されたことに伴い、不登校生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う中学校、心和中学校を令和6年4月に開校することとなりました。

心和中学校では、不登校生徒を対象とした昼間部及び中学校夜間学級として併設される夜間部の開校時間が既存の市立学校と異なることから、開校に伴い、教職員の勤務労働条件に関する事項について変更が生じるため、その取扱いについてご提案いたします。

本市といたしましては、心和中学校開校後も学校運営を円滑に行っていくことが大切であると考えております。本日の提案内容につきましては、市教組の皆様方との労使合意に向けて、誠意をもって交渉・協議を行ってまいりたいと考えております。

まず、別表1（裏面を参照）についてでございますが、心和中学校の開校に伴う勤務条件の変更点を示しております。↑

勤務時間についてでございますが、教諭及び養護教諭につきましては、生徒の活動時間帯や生徒対応と並行して行えない職員会議等、全教職員が連携するための時間の確保を勘案し、最も効率的に業務に従事できる時間として昼間部、夜間部ともに12時30分から21時までの勤務といたしております。

学校事務職員につきましては、学校運営支援センターの課業時間と心和中学校の開校時間を勘案し、10時から18時30分としております。

管理作業員につきましても、学校事務職員と同様に心和中学校の開校時間を勘案し、10時から18時30分としております。

次に、昼間部の活動時間帯は13時15分から18時10分、夜間部の活動時間帯は17時10分から20時55分までとなる予定でございます。

なお、学校の開校時間につきましては、10時から21時までを想定しております。

また、心和中学校で勤務する教職員につきましては、全教職員一体となって昼間部と夜間部の業務に従事することを想定しております。説明につきましては、以上でございます。

組：それでは、ただいま教育委員会より提案を受けた、「大阪市立の学びの多様化学校いわゆる不登校特例校である心和中学校を開校することに伴う教職員の勤務労働条件に関する事項」についてであるが、まず、学びの多様化学校は大阪市立として初めての開校となる。

また、今回の提案は、市立学校に勤務する教職員の勤務労働条件に関わる極めて重要な課題である。当然、交渉事項であり労使合意を経て、実施されるものであると考えるがどうか。

市：教育委員会といたしましては、勤務労働条件にかかわる事項につきましては、当然、交渉事項であり、十分に交渉・協議を行ってまいりたいと考えております。また、市教組の皆様方との労使合意に向けて、誠意をもって協議を行ってまいります。

組：まず、心和中学校の昼間部、夜間部の学級数はどのようになっているのか。

市：昼間部においては、各学年1学級の3学級、夜間部においては、1・2年が各1学級、3年が2学級の4学級となっており、全体では、7学級を予定しております。

組：昼間部と夜間部で、7学級を予定しているとのことである。不登校生徒ならびに夜間学級生徒の教育を保障するためには、すべての教科で本務の教員を配置すべきであると考え、教育委員会の見解を求める。

市：心和中学校への教員配置につきましては、指導部の担当部署からの意見も踏まえ、必要な人員の配置に努めてまいりたいと考えております。

組：次に、養護教諭は、昼間部、夜間部と2名配置になるのか。

市：養護教諭につきましては、12時30分から21時までの勤務といたしており、昼間部であっても夜間部であっても在籍する生徒の活動時間帯に対応することが可能であるため、1名配置を予定しております。

組：次に、心和中学校の開校時間が、10時から21時までということであるが、校長や教頭の勤務時間はどのようになるのか。

市：校長および教頭の勤務時間につきましては、現時点では教諭や養護教諭と同じ12時30分から21時までの勤務と考えております。



【裏面に続く】

組：ただいまの回答では、職員が勤務している時間帯で、管理職が空白になる時間帯が生じる。我々としては、校長、教頭以外に副校長を配置し、すべての時間帯に管理職が勤務するよう求める。

市：教育委員会といたしましても、職員が勤務している時間帯において、管理職が空白になる時間帯が生じることは認識しております。心和中学校での勤務時間を踏まえ、学校を円滑に運営するために必要な管理職の体制につきましては、今後しっかりと検討してまいります。

組：次に、天王寺中学校にある夜間学級も暫定的に授業を行うとのことであるが、教員の配置はどのようになるのか。

市：天王寺中学校における夜間学級の授業につきましては、心和中学校に在籍している教員で対応する予定としております。

組：心和中学校の開校に伴う教職員の勤務労働条件の変更ならびに人事異動に関する周知は、いつ、どのように行うのか。

市：心和中学校に勤務する教職員の勤務労働条件及び人事異動に関する周知は11月末頃、校長から教職員へ周知する予定となっております。

組：次に、現在、勤務する教員には、夜間教育等勤務手当が支給されている。心和中学校の昼間部および夜間部の教員の夜間教育等勤務手当はどのようになるのか。

市：心和中学校で勤務する教員については、昼間部、夜間部ともに、夜間学級で行う教育又は養護の業務に従事することを想定していることから、全教員について支給対象となるよう関係部署と調整してまいります。

組：ただいま、教育委員会より提案を受けたところであるが、まだまだ、我々の納得のいく回答になっていない。本日の提案については、一旦、持ち帰り、検討をしたのち、あらためて市教組としての態度決定をし、今後の交渉に臨むこととするが、教育委員会は、引き続き、誠意をもって交渉・協議を行うよう申し述べておく。

市：今後も引き続き、市教組の皆様方と誠意を持って十分に交渉・協議を積み重ねてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いたします。

◇ 市教委提案

大阪市立の学びの多様化学校（不登校特例校）である心和中学校を開校することに伴う教職員の勤務労働条件に関する事項について（提案）

1 提案理由

本市の不登校児童生徒は、全国と同様に増加傾向にあり、大きな課題となっている。令和5年2月22日の市会本会議において「大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案」が可決されたことに伴い、不登校生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う中学校、心和中学校を令和6年4月に開校することとなった。

この心和中学校の開校に伴い、教職員の勤務労働条件に関する事項について変更が生じるため、現時点における開校に伴う教職員の勤務労働条件の取り扱いについて提案する。

2 提案内容

心和中学校については、開校後においても学校運営を円滑に行っていくことが大切であり、施設のみならず、生徒に関わる教職員についても継続して勤務いただくことが重要であると考えます。

しかしながら、心和中学校では、不登校生徒を対象とした昼間部及び中学校夜間学級として併設される夜間部の開校時間が既存の市立学校とは異なることから、勤務時間等については別表1としてまいりたい。

◇ 別表1

心和中学校（学びの多様化学校（不登校特例校））開校に伴う勤務条件の変更等について

【別表1】

【勤務時間】

		変更前（心和中学校以外の市立学校）	変更後（心和中学校）
教諭	昼間部	8：30～17：00	12：30～21：00
	夜間部	12：45～21：15	
養護教諭	昼間部	8：30～17：00	
	夜間部	12：45～21：15	
事務職員		8：30～17：00	10：00～18：30
管理作業員		8：00～16：30	